

「市政に声を」パブリックコメントによる意見を募集しています



パブリックコメント制度は市の基本的な政策や条例などの策定過程において、その内容を広く市民の皆さんに公表し、意見や提案を求める制度です。寄せられた意見に関しては、市の意思決定に反映していくとともに、市としての考え方を公表します。

制度の対象となるもの

▷市の基本的な制度を定める条例▷市民などに義務を課すもの、または権利を制限する内容の条例▷市の基本的な政策を定める計画▷市の基本的な方向性を定める憲章や宣言

実施時期

制度の対象となる政策などの意思決定前に、広報紙および市ホームページで実施時期をお知らせします

意見を提出できる人

▷市内に在住・在勤・在学の人▷市内に事務所、事業所を有する法人・個人▷利害関係を有する人

平成 28 年度実施件数・意見数

案件	担当課	意見数
第3次藤岡市障害者計画(案)	福祉課	2件
藤岡市耐震改修促進計画(案)	建築課	0件

問い合わせ 総務課(☎40 2227)

100歳のお誕生日
おめでとうございます
新井市長と岩崎市議会副議長が慶祝訪問



長谷川 とよさん(10月10日訪問)

書くこと読むことが大好きな長谷川さん(10月10日生まれ・高山)。県内外から駆け付けた娘さん8人と誕生日会を行なったそうです。「皆さん本当にありがたい」と涙ながらに感謝を述べられました。

広報撮影にご協力ください

イベントなどで市広報広聴係員が写真や映像を撮影します。これらは市の記録写真として保存するほか、広報紙など市の発行物やホームページなどで使用されます。



第6次藤岡市行政改革大綱(案)への
意見を募集します

「第6次藤岡市行政改革大綱」は平成30年度～34年度の行政改革の指針となるものです。「職員の意識改革と能力開発」「協働によるまちづくり」「行政サービスの質の向上」「効率的な行政運営」の4つの方針を柱として行政改革に取り組みます。原案がまとまりましたので、パブリックコメント手続きにより意見を募集します。

日時 11月15日(水)～12月14日(木)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)

閲覧場所 市役所市政情報コーナー、鬼石総合支所地域振興課、市ホームページ

意見を提出できる人 市内在住・在勤・在学の人、市内に事務所・事業所を有する法人・個人、その他利害関係を有する人

その他 提出された意見を考慮し「第6次藤岡市行政改革大綱」を策定します。意見の概要とその意見に対する市の考え方は、個人情報を除いて公開します。なお個々の意見に直接回答はしません

提出期間 11月15日(水)～12月14日(木)(必着)

提出方法 任意の様式に意見・住所・氏名を記入して、直接もしは郵便・ファクス・メールのいずれかの方法で企画課(〒375-8601(住所記載

Public Comment

職員の勤務時間その他の勤務条件および休業の状況

勤務時間の状況

1週間の勤務時間	38時間45分
1日の勤務時間	7時間45分
勤務の開始時間	午前8時30分
勤務の終了時間	午後5時15分
休憩時間	正午～午後1時

休暇などの概要

休暇などの種類は、年次休暇、病気休暇、公民権の行使、生理休暇、結婚休暇、産前産後の休暇、出産介護休暇、育児時間休暇、子どもの看護休暇、忌引、父母の祭日休暇、ドナー休暇、夏季休暇、長期勤続休暇、ボランティア休暇、介護休暇など

職員の研修および人事評価の状況

区分	受講者数	受講日数	内容
一般研修	156人	18日	新任・中級職員、監督者、管理者などの研修
特別研修	329人	11日	人権講演会、情報・健康などの研修
派遣研修	70人	73日	人権啓発指導者、地域政策、住民行政、地方公務員制度などの研修

※平成28年度実施分

平成20年度から人事考課制度を導入し、28年度からは人事評価制度を導入しています。

評価の種類	基準日	対象期間
能力評価	毎年10月1日	10月1日から翌年の9月30日まで
業績評価	毎年10月1日・4月1日	4月1日から9月30日までおよび10月1日から翌年の3月31日まで

公平委員会の業務の状況

勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、市当局より適当な措置がとられるべきことを公平委員会に要求することができます。

※平成28年度は要求がありませんでした

不利益処分に関する不服申し立ての状況

職員は懲戒のほか、意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申し立てをすることができます。

※平成28年度は要求がありませんでした

職員の服務および分限・懲戒処分の状況

服務規律の概要

服務の根本基準は「全て職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならない」というものです。

分限・懲戒制度の概要

分限処分とは、職員が職責を果たすことができないことにより行う処分。懲戒処分とは、服務違反や不正行為により行う処分です。

分限の種類=免職・休職・降任・降給

懲戒の種類=戒告・減給・停職・免職

※平成28年度は休職1件

職員の福祉および利益の保護の状況

安全衛生に関する事項

衛生管理者、衛生推進者、産業医を選任。また衛生委員会を設置し、職員の危険または健康障害の防止、労働災害の原因調査や防止策などに努めています。

公務災害の認定状況

職員が、公務中に負傷した場合や公務が原因で病気になった場合は、一般的に公務災害として取り扱われ「地方公務員災害補償法」が適用されます。

※平成28年度は認定がありませんでした

藤岡市職員共済会に対する助成等の状況

項目	金額等	備考
A 共済会に対する助成額	3,090千円	
B 会員による掛金の額	6,616千円	平成28年4月1日～29年3月31日
C 公費負担率 A/(A+B)	31.8%	
D 共済会員数	610人	平成28年4月1日現在
E 会員一人あたりの補助金額 A/D	5,066円	

退職管理の状況

退職年度	届出対象者数	営利企業等への従事者数(届出対象者のうち)
平成27年度	18人	10人
平成28年度	13人	10人